

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

交通安全対策を総合的、計画的に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年度以降、10次にわたり下松市交通安全計画を策定し、関係行政機関・団体等の協力のもと、「安全で安心して暮らせるまちくだまつ」を目指し様々な取組を進めてきた。

平成17年4月には、より一層安全安心まちづくりに向けた取組を進めるため、「下松市安全安心まちづくり条例」を施行した。その中で、毎月1日、10日、20日を「市民交通安全の日」として設定し、市民の交通安全意識向上のための啓発や市民参加による交通安全運動などの取組により、交通事故防止を推進することとしている。

交通事故による被害者数は、災害や犯罪等他の危険によるものと比較して圧倒的に多いことを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であり、安全安心まちづくりを推進する本市としても最重要課題である。

市内における人身事故と物損事故を合わせた交通事故総発生件数は、平成15年の2,243件をピークに年々減少していたが、近年は1,700件前後で推移しており、今後も交通事故発生件数を減らしていくためには、更なる取組が必要である。

そのためには、市民一人ひとりの理解と協力のもと、関係行政機関・諸団体が全力を挙げて取り組まなくてはならず、人命尊重の考え方のもと、交通安全対策全般にわたる総合的かつ中長期的な施策の大綱を定め、これに基づき諸施策を推進していかなければならない。

「第11次下松市交通安全計画」は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき本市の交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

市は、この交通安全計画に基づき、国や県の行政機関及び関係諸団体と緊密な連携を保ちながら、交通状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定めるとともに、これを推進するものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項に基づく下松市の計画であり、市政の最上位計画である「下松市総合計画」を補完する個別計画である。

下松市基本構想の将来都市像「都市と自然のバランスのとれた住みよき日本一の星ふるまち」を目指して、本計画のサブタイトルを「星ふるまちの交通安全、安全

安心まちづくり」とする。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。